

# オープンカウンター方式による見積依頼について

令和7年12月3日

関東管区警察局山梨県情報通信部

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格(消費税を除く)を提示された事業者を契約の相手方と致します。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記の連絡先に御連絡下さい。

なお、本件は「電子調達システム(GEPS)」(<https://www.p-portal.go.jp/>)対象調達案件です。ただし、電子調達システムにより難い場合は、書面又は電子メールによる見積書の提出ができるものとします。

## <留意事項>

### 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当します。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者。

- (6) 見積書提出前に、担当官から仕様書に係る説明を受けること。

### 2 契約案件名

「通信機器設置工事2」

(履行期限：令和8年3月27日)

### 3 仕様書及び見積書等に関する問い合わせ先及び提出先等

- (1) 見積書の問い合わせ先及び提出先

関東管区警察局山梨県情報通信部通信庶務課経理係

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

代表電話番号 055-221-0110

Eメールアドレス yamanashi.CGA@npa.go.jp

- (2) 仕様書の問い合わせ先

関東管区警察局山梨県情報通信部通信施設課施設第三係

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

代表電話番号 055-221-0110

Eメールアドレス yamanashi.CF@npa.go.jp

(3) 見積書の提出期限

令和7年12月17日 15時00分 必着

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税を除く）を提示された事業者を契約の相手方とします。見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該契約案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税を除く）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税を除く）又は電子調達システムに入力された金額に消費税を加算した金額となります。

見積書の提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに見積内訳書（見積書の詳細が確認でき、消費税金額を明示したもの）を提出して頂きます。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方として決定した事業者には当方から連絡します。

見積書を提出された他の事業者の方には、見積合わせ執行後、決定業者及び金額についてお伝え致します。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記4において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例にならい、「くじ引き」を実施します。くじ引きは原則として電子調達システムを利用して行いますので、見積書を書面又は電子メールで提出する場合も任意の3桁の数字（電子くじ番号）を記載してください。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により作業を中止する場合があります。
- (5) 別紙2は見積書の見本となりますが、必要な要件が満たされていれば

任意の様式で構いません。

- (6) 見積書は、社印及び代表者印を省略することができます。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を見積書に明記してください。

※ メールによる提出は、押印を省略して作成した見積書のみ認めます。

- (7) 電子調達システムによる場合は当該システムに定める手続きに従ってください。

## 別紙1

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、住所、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を県警察に提供することについて同意します。

#### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約について個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## 見 積 書

年 月 日

関東管区警察局山梨県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

件 名 通信機器設置工事2

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税及び地方消費税を除く。)

履行期限 令和8年3月27日

代表者連絡先

事務担当者名

事務担当者連絡先

電子くじ番号

--	--	--